

# 平成 30 年度『やまがた景観物語』おすすめビューポイント 53

## スマホスタンプラリー事業公募型プロポーザル実施要領

本要領は、『やまがた景観物語』おすすめビューポイント 53 スマホスタンプラリー事業について、委託の内容及び当該業務に係る公募型プロポーザル方式(以下「公募型プロポーザル」という。)の要件、手続き、審査等の内容について、以下のとおり必要な事項を定めるものとする。

また、当該事業に係る予算が成立しない場合は、公募型プロポーザルの実施を中止することとする。

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務の名称

平成 30 年度『やまがた景観物語』おすすめビューポイント 53  
スマホスタンプラリー事業

#### (2) 内容

『やまがた景観物語』おすすめビューポイント 53 において紹介しているビューポイント 53 か所を対象に、スマートフォンを利用する電子スタンプラリーを実施する。(詳細は、基本仕様書による。)

#### (3) 提案上限額

金額 541,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

#### (4) 委託期間

契約の日から平成 30 年 12 月 21 日 (金) まで

### 2 応募資格

本業務は、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。
- (2) 山形県税 (山形県税に附帯する税外収入を含む。) 又は消費税を滞納していないこと
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等 (参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる者
- ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると

認められる者

- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき更正及び再生手続きをしていないこと。
- (7) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (8) JISQ15001 の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾又は、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して JISQ 27001(ISO/IEC27001)の基準に適合することによる認証を受けていること。

### 3 応募書類及び提出方法

- (1) 提出書類及び提出部数（A 4 版）

	種類	様式	部数
①	参加申込書	(様式第 1 号)	1 部
②	誓約書	(様式第 2 号)	1 部
③	事業者概要書	(様式第 3 号)	1 部
④	企画提案書	(様式第 4 号)	7 部

- (2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時 15 分までに提出先へ持参すること。

※郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

- (3) 提出・問合せ先（事務局）

山形県県土整備部県土利用政策課 景観・地域づくり担当

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号

電話 023-630-2581 FAX 023-630-2582

### 4 企画提案書の内容

#### 【企画内容】

- (1) スタンプラリーの企画、実施方法

- ・電子スタンプラリーに使用するツールやシステムの概要
- ・電子スタンプの取得方法
- ・スタンプラリーで得られるログデータの項目
- ・スタンプラリー参加者が電子スタンプを取得した際、ビューポイント

標識に付いているQRコード専用ウェブページにアクセスする方法

- ・事業効果を高めるための工夫及び独自提案  
(AR(拡張現実)機能の利用や他コンテンツとのコラボレーション等)

(2) 景品応募の企画・実施方法

- ・応募要件や各種賞の提案
- ・スタンプラリーで使用したスマートフォンを使った応募方法

(3) 広報の企画・実施方法

- ・広報用リーフレットの印刷部数
- ・その他広報活動の提案

【実施スケジュール】

- ・スタンプラリーの開催期間、景品応募の募集期間、広報の期間  
(より多くの参加者が見込めるよう適切に設定すること)

【業務遂行能力】

- ・適切な業務体制
- ・類似事業実績

【積算内容】

- ・業務に係る事業費積算内訳

## 5 契約までのスケジュール

提案から契約までは、次の手順で実施します。

(1) 質問の受付

平成30年3月29日(木)午後5時まで

- ・原則として電子メールで受け付けます。様式第5号により電子メールにて送付すること。
- ・質問への回答は、その都度、山形県ホームページにおいて回答する。(質問者は公表しない。)なお、提案者の独自の企画に関わることは、当該質問をした者のみに回答する。

(2) 企画提案書類の提出期限

平成30年4月11日(水)午後5時(必着)

(3) 審査会の開催

平成30年4月中旬(別途通知)

(4) 審査結果発表及び通知

平成30年4月中旬(予定) 審査結果は応募者全員に通知する

(5) 契約

平成30年4月下旬(予定)

## 6 評価基準に関する事項

別表による。

## 7 審査及び最優秀提案者の決定方法

- (1) 審査については、山形県県土整備部が設置する審査会において、「6 評価基準に関する事項」に基づき、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書及び関係書類を審査する。

- (2) 審査の結果、評価点数の合計点数が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決するものとする。
- (3) 審査の結果、評価点数の合計点数が、評価項目の最高得点の合計点数（100点）の5割に満たない提案は特定を見送る場合がある。
- (4) 審査の結果は、各参加者に対し、書面により通知する。
- (5) 提案者が1者のみの場合であっても審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (6) 提案者がいない場合には、一旦公募型プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

## 8 失格要件

企画提案者が次のいずれかに該当した場合やその他不正な行為があったときは失格とする。また、受託者候補を決定した後、契約の締結前までに当該選定者に同失格事由が発生した場合も同様とし、その場合の取扱いについては、審査会において協議し決定することとする。

- (1) 公募要項等に定めた資格・要件が備わっていないとき
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で示す要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案の内容が提案上限額を上回るとき
- (6) その他、審査会において不適切と認められた場合

## 9 企画提案書等に係る著作権その他の扱い

- (1) 応募できる提案の数は、一参加者につき一件とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の再提出及び差替えは認めない。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製する。

## 10 契約締結

- (1) 公募型プロポーザルは、最良の提案をした者を選定するものであるため、仕様の内容は提案された内容を基本とし、選定者と県が協議し、業務に係る仕様を確定させたいうで、規則の外関係法令の規定に基づき契約手続を行う。
- (2) 受託候補者が契約しなかった場合、又は失格となった場合は次点者と契約手続を行う場合がある。
- (3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。
- (4) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。
- (5) 委託業務に係る契約手続等は、事務局において行う。
- (6) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ委託者と

- 協議のうえ、委託者の承認を得たうえで変更することができるものとする。  
 (7) 受託者に、受託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利を県に移転する。

別表

審査項目		評価の視点	配点	
企画内容	事業者の企画立案に対する姿勢	事業の目的や特性を理解して、趣旨に沿った内容となっているか	10	
		積極的に取り組む意欲が感じられるか		
	企画力	スタンプラリー実施方法	多くの参加者が見込める魅力的なかつ効果的な提案となっているか	25
			提案内容が現実的であり、実行力を有しているか	
			この企画をきっかけとして「やまがた景観物語」の知名度向上が期待できるか	
			事業効果を高めるための工夫や独自提案はあるか	
	応募要領	多くの参加者が見込める魅力的な応募要領となっているか	15	
スタンプラリー参加者が容易に応募できる仕組みになっているか				
広報	多くの人に周知できる効果的な内容になっているか	15		
実施スケジュール		スタンプラリーの開催期間、応募期間、広報期間は、集客効果及び観光周遊効果に配慮し適切に設定されているか	15	
業務実施体制	業務実施体制	業務の遂行に必要な組織・人員・執行体制は整っているか	10	
	事業実績	同様の企画の受注実績が豊富であるか		
見積書	見積額	業務に関する経費の見積もりは具体的かつ適当なものか	10	
合計			100	